

愛知県畜産総合センター種鶏場 初生ひな売買約款

(総則)

第1条 愛知県畜産総合センター種鶏場（以下「種鶏場」という。）で生産される初生ひな（以下「ひな」という。）の譲受を希望する者（以下「譲受希望者」という。）と愛知県畜産総合センター所長（以下「所長」という。）は、この約款に基づきひなの売買を行うものとする。

(譲受の申込)

第2条 譲受希望者は、種鶏場がひなを譲渡する日（以下「譲渡日」という。）の4週間前までに所長が別に定める譲受申込書を提出する。

- 2 譲受希望者は、前項の譲受申込書の提出にあたり、あらかじめ、羽数及び譲渡日について、種鶏場と調整する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、所長が認めた場合は、現金即納（現金による納付に代えて、指定納付受託者への納付の委託（以下「キャッシュレス決済」という。）による納付を含む。）を条件に即日譲渡できるものとし、その場合、譲受希望者は、譲渡日の当日に譲受申込書を提出する。

(譲渡の承諾)

第3条 所長は、ひなの譲渡について、種鶏場でひなの生産が可能な範囲内で、前条の譲受申込書を受け付けるものとする。

- 2 前項により譲受申込書を受け付けた場合であっても、その後にひなの譲渡が困難となる事象が生じた場合、所長は、ひなの全部又は一部の譲渡を取り止めることができる。

(代金の支払)

第4条 譲受希望者は、所長が発行する納入通知書により納期限までに代金を納付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、所長が認めた場合は、譲渡日の当日に、現金で代金を納付する又はキャッシュレス決済による代金の処理を行うことができる。

(引渡し)

第5条 所長は、原則、種鶏場で譲受希望者にひなを引き渡す。

- 2 譲受希望者が民間配送業者による配送を希望する場合は、事前に種鶏場と調整するものとし、調整の結果、種鶏場が対応可能な場合に限り、料金着払いで配送する。
- 3 前項による配送中におけるひなの死亡等について、所長は一切の責任を負わないものとする。

(売買の中止等)

第6条 譲受希望者は、納入通知書の発行日以降、原則、売買を中止することができない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると所長が認めた場合は、この限りではない。

- 2 第3条第2項の規定により所長がひなの全部又は一部の譲渡を取り止めた場合において、既に譲受希望者が代金を納付しており、かつ、ひなの全部又は一部の譲渡の取り止めが譲受希望者の責めに帰することができない事由によるものであるとき、所長は、譲渡ができなくなったひなの代金を譲受希望者に返還する。

(暴力団等排除に係る売買の中止)

第7条 所長は、譲受希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、ひなの売買を中止することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 所長は、前項の規定により売買を中止したときは、これによって生じた損害の賠償を譲受希望者に請求することができる。

3 所長は、第1項の規定により売買を中止したことにより、譲受希望者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(その他)

第8条 この約款に定めのない事項については、『愛知県財務規則』並びに別に定める『名古屋コーチン及びその鶏卵肉に関する基準』及び『愛知県畜産総合センター種鶏場 実用鶏ひな譲渡説明書』の定めによる。

なお、その他の事項については、所長と譲受希望者が協議の上、別に決定する。